

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年6月29日
【会社名】	倉敷紡績株式会社
【英訳名】	KURABO INDUSTRIES LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤田 晴哉
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	岡山県倉敷市本町7番1号 (上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記で行っております。) 大阪本社 大阪市中央区久太郎町二丁目4番31号
【縦覧に供する場所】	倉敷紡績株式会社東京支社 (東京都中央区日本橋本町二丁目7番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 当社の東京支社は、金融商品取引法上の縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供しております。

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長藤田晴哉は、当社グループの財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成28年3月31日を基準日として行い、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社25社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、持分法適用会社2社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の当連結会計年度を含む5年間の売上高（連結会社間取引消去後）の平均金額が高い拠点から合算していき、当連結会計年度を含む5年間の連結売上高の平均金額の概ね2/3の割合に達している8事業拠点を重要な事業拠点としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として「売上高」「売掛金」及び「たな卸資産」に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5【特記事項】

当社は、当事業年度に当社繊維部門及び繊維事業グループ会社の不適切な会計処理が過年度より行われていた事実が判明したことを受け、平成23年3月期（第203期）から平成27年3月期（第207期）までの財務報告に係る内部統制の一部に開示すべき重要な不備があったものとし、当該期間の内部統制報告書の訂正報告書を平成27年12月16日に提出しております。

当社は、本件を厳粛に受け止め、当社グループが一丸となって、以下の再発防止策を実施いたしました。

その結果、当事業年度末において、開示すべき重要な不備は是正され、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

1. 企業風土・社員の意識改革

- (1)「クラボウグループ倫理綱領」をはじめとするコンプライアンスに関するルールの再徹底をはかります。
- (2)具体的な事例に基づき、不適切行為が企業価値の毀損をはじめとする事業運営に与えるリスクを認識するための教育プログラムを構築し、役職員への研修会を定期的実施します。
- (3)不適切行為が発生した場合には、懲戒処分を含む厳格な対応を行い、その結果を社内公表します。

2．内部統制の強化

- (1)循環取引等の会計不正に関する「べからず集」を作成し、禁止事項を具体的に定め、営業課会等において定期的に周知します。
- (2)繊維事業グループ不正監査チームを設置し、同時に売上や利益に関する異常値を抽出するシステムを構築するとともに実地棚卸の実施方法を見直すなど、不正管理視点による実効的な内部監査を実施します。
- (3)売買契約等にかかる承認手続きを厳格化します。
- (4)人事ローテーションを定期的を実施するとともに、長期間にわたり同一業務を担当する者に対しては、不正リスクを発見するためのより詳細な内部監査を実施する仕組みを導入します。

3．繊維事業グループの取引先への周知

取引先に対し、本件不適切行為についての経緯を説明し、万一当社グループの担当者から不適切取引を依頼された場合には、当社公益通報窓口へ通報することを要請します。